

鹿屋市国際交流員任用規則の一部を改正する規則

鹿屋市国際交流員任用規則（平成24年鹿屋市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「300,000円」を「28万円」に、「320,000円」を「30万円」に、「340,000円」を「32万5,000円」に、「350,000円」を「33万円」に改め、同条第4項中「で規定する」を「に規定する」に改める。

第8条第1項中「前条第1項」を「同条第1項」に改める。

第10条第3項中「前項以外」を「前項の勤務時間以外」に改め、同条第4項中「あたって」を「当たって」に、「7時間45分を超えて勤務」を「7時間45分を超える勤務を」に改める。

第19条中「行って」を「して」に改める。

第21条中「与えたり、」を「与え、又は」に改める。

第25条第1項第1号中「よく」を「良く」に改め、同条第3項中「条例」を「法令等」に改める。

第28条第1項第3号中「前各号」を「前2号」に改め、「疾病で」の次に「労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第61条第1項第3号に規定する」を加える。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。